

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第6号

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例（昭和39年墨田区条例第44号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副区長」を「、副区長及び教育長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に任命される教育長から適用する。
- 3 改正後の条例の規定による教育長の給料等に関する審議については、この条例の施行の前においても行うことができる。